

## 平成24年 9月 定例会(第3回) 会議録(抜粋)

◆15番(真船和子君) 公明党の真船和子でございます。

議長の指示により、通告順に従いまして一般質問をいたします。

初めに、こども園整備と既存市立幼稚園及び市立保育所の第2期再編計画の進捗状況と今後の考え方についてお伺いいたします。

現今、子どもたちを取り巻く環境は、大きく変化しております。言うまでもなく、共働き家庭の増加や地域コミュニティの希薄化、子ども同士の遊び方の変化、さらには若い母親の育児への悩み、多様化した子育てへの不安、核家族という少人数での育児によるさまざまな問題点が指摘される近年であります。

また、待機児童の解消が喫緊の課題となっていることや本格的な人口減少社会が到来している中、子どもを産み、育てたいという個人の希望がかなうようにするためのサポートが強く求められております。

このような状況から、本市では、幼児教育対策として、政府の少子化対策の動きを受け、平成13年に庁内に事業推進本部を立ち上げ、平成14年7月には、学識・知識経験者や私立幼稚園関係者等の保育一元化検討委員会の設置、平成15年には、こども園構想を策定し、さらに、平成16年にこども部を新設、その年の12月には、国からのこども園特区の認定を受け、ここに幼保合同保育の1つの流れができました。

こうした幼稚園教育要領と保育所指針の融合、カリキュラムの実践、在宅乳幼児やその保護者たちの集いのこどもセンターを併設することによって、関係機関や地域社会との連携が一層強化される体制整備を推進してまいりました。

そして、この流れの中で、平成18年4月、東習志野こども園の開設、同年7月には、子育て・子育て支援体制整備基本計画に7つの中学校区にこども園整備を明示し、それに基づく方針から、平成20年から平成26年度までを第1期整備計画として位置づけました。本市の幼稚園と保育所の子育てがこれまで果たしてきた役割と培われた経験を幼保一元化や一部民営化という一歩踏み出した教育に生かしながら、少子化対策を背景にした自治体の生き方の中で、子どもたちが翻弄されることなく、子育て先進都市習志野としての誇りの持てるまちづくりに努力をしてきたものと私は信じております。

公明党は、2006年に、これからの福祉社会の基軸とも言うべき少子社会福祉トータルプランを発表し、少子化社会を形成するさまざまな経済的支援の充実や両親の働き方の見直しを柱とする総合的な子育て支援のあり方を国や関係機関に提示し、高い評価を受けてまいりました。習志野市においても、私どもは、習志野の未来を担うための子ども未来プランの策定、さらには庁内で各部と連携をとるための体制強化として、こども部の設置、そして、それらを複合的に教育・保育し、子育てをする施設として、こども園の計画的な配置を積極的に推進することを前市長や宮本市長に提言してまいりました。

以上の経過を俯瞰していきますと、習志野市のこれから本番とも言うべき少子超高齢社会に向け、先駆的に一層充実した政策構築をしなければ、子育て先進市からおくれをとると私は思います。その意味から、現役世代の若い人たちが安心して子育てができる環境づくりを推進していくことが重要であります。そのために提案でございますが、今まで以上に庁内のこども部の体制が市

長部局や教育委員会、保健福祉部と連携を密にして、子どもに優しいまちづくりとしての機能強化を図っていくことを求めます。

そこで、現在も進めている習志野市のこども園、第2期再編計画の進捗状況と今後の方針について、改めて、市長の見解を求めてまいります。

次に、保健福祉行政について、3点お伺いいたします。

1点目、(仮称)習志野市健康なまちづくり条例について、その内容と取り組みについてお伺いいたします。

2点目、予防施策について、本市の現状と今後の考え方についてお伺いいたします。

3点目、第5期介護保険事業計画において、介護・老人福祉施設130床の整備を位置づけていますが、その施設整備計画の進捗についてお伺いいたします。

最後に、災害対策についてお伺いいたします。

昨年、発生しました東日本大震災で、習志野市でも今まで経験したことのないほど、建物や道路、ライフラインが甚大な被害に見舞われました。現在でも、特に14号以南の皆様は、液状化により家が傾くなどの甚大な被害により、不自由な生活を強いられている状況があります。一刻も早い安全な生活ができるよう、復旧・復興に尽力いただきますよう、各関係機関の皆様に強くお願い申し上げます。

さて、この大地震により、全国各地では、さまざまな教訓や対策が迫られました。その1つに、主要ライフラインである上下水道網の破壊があります。これが原因で、東日本地帯を初め、全国的に約180万戸で断水状態が続き、生活上、多大な不便を与えました。そして、東北などの被災地の避難所では、手洗いやトイレなどに使用する生活用水の不足が課題となり、衛生上の問題にまで発展しました。

このような深刻な状態を聞いた私の住んでいる近くの方より、災害時に我が家の井戸を地域の人々に活用してもらえるようにしていただけないかと、真心の御相談を受けました。

そこで、災害時における飲料水の供給や生活用水を確保するため、民間の井戸の活用が必要と考えます。習志野市内で使われている民間井戸の実態と災害時の活用について、当局の見解をお伺いいたします。

以上で第1回目の質問といたします。

◎市長(宮本泰介君) それでは、真船和子議員の一般質問にお答えしてまいります。

まず、大きな1つ目、子育て支援について。

まず、こども園整備と既存市立幼稚園及び市立保育所の第2期再編計画の進捗状況と今後の考え方についてお答えいたします。

私は、本市の子ども・子育て支援の中核と位置づけたこども園とその取り組みは、第1期計画実施の間に、国がその必要性を広く提唱することとなり、本市の進もうとする子ども・子育て支援の方向性は間違いのないものと確信しております。

そこで、第2期計画の策定に当たっても、子どもたちが地域の中で多くの人とかかわり、守られ、健やかに成長していくことができるまちづくりと、子どもの居場所が保障され、保護者の皆様それぞれの家庭状況に応じて、安心して子育てができるような環境づくりを行ってまいります。

第1期計画策定時以降の社会情勢は、長引く経済不況や東日本大震災の影響を受け、大きく変

化しており、また、生活や働き方の多様化により、待機児童はますますふえるとともに、求められる保育ニーズは多様化に加え、複雑化しております。さらに、少子化、核家族化の進展と家庭力の低下や子育て家庭の孤立化、虐待の増加など、子どもの成長や命にかかわる事態も顕在化しております。

本市におきましても同様の状況であり、これに加えて、全市的な公共施設の老朽化問題と厳しい財政状況への対応が今後も続いていくことが容易に想定されます。

このような中、8月の国会において、子ども・子育て関連3法が可決されました。新法においては、消費税の引き上げによる子育て支援に関する安定した財源確保を前提として、認定こども園制度の改善、認定こども園、幼稚園、保育所等を通じた保護者に対する個人給付の創設、教育や保育の必要度を市が客観的に認定する介護保険制度と同様な仕組みの導入、また、子育て家庭の状況や需要を把握し、幼児期の教育、保育、子育て支援についての総合的な事業計画を策定することとなっております。

さらには、市の責務として、満3歳以上の就学前の子どもに対する教育・保育の提供体制の確保が規定されるなど、本市の幼稚園教育のあり方を含め、幼児期の学校教育・保育、子ども・子育て支援の仕組みについて再検討が必要となりました。

このため、第2期計画の策定に当たっては、本市の既存施設の再編という観点だけではなく、その仕組みを踏まえた中で総合的に考えていく必要があります。

こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第2期計画策定に当たっての基本的な考え方といたしましては、次の3点があります。

1点目は、こども園の整備についてであります。

第1期計画において整備してきたこども園をこれからも子育て支援の中核として位置づけ、7つの中学校区を基本としながらも、地域バランスを考慮しながら計画的に整備してまいります。

子ども・子育て支援の拠点であるこども園は、これまで本市が行ってきた質の高い保育・教育水準を継承する場所として、今後も保育・教育の習志野モデルを提唱し、発展させるとともに、多様化及び複雑化する子どもや子育て家庭への支援を行うセーフティネットとしての役割も担い、子どもの発達支援や虐待防止などへの対応をきめ細かく行ってまいります。

2点目は、公立幼稚園の再編であります。

今後、こども園が整備されるまでに一定の時間を必要とすることから、既存施設に子育て支援ができる機能を付加し、幼稚園型こども園として変容させ、子育て支援のための一時的な拠点をつくることも検討してまいります。

さらに、厳しい財政状況や少子化、新法による満3歳以上の子どもの学校教育、保育体制の整備を踏まえた中で、地域の乳幼児数の推移、子育て家庭のニーズなどをよく勘案し、保育需要を十分に把握した上で、統廃合、廃止も視野に入れながら、民間への移行の道を探ってまいります。

また、再編に当たっては、本市の幼児教育の重要な一翼を担っていただいている習志野市私立幼稚園協会とも十分な協議をさせていただきながら、計画を策定してまいります。

3点目は、公立保育所の再編であります。

保育時間の延長や休日保育への需要など、保護者の働き方が多様化するに従い、保育への二

ーズも変化し、子どもが安全・安心に過ごすためのさまざまな支援が必要となっております。こうした多様な保育への対応について、市が全て担うには限界があることや民間ならではの特色ある保育の実施が可能なことから、公私のバランスを勘案しながら、公立保育所の民営化に取り組んでまいります。

第2期計画は、本市の将来像を示す次期基本構想・基本計画に位置づけ、整合性を図るとともに、次期基本構想・基本計画の前期期間に合わせた平成26年度から31年度までの6年間を計画期間として、平成25年度中に策定をしております。

なお、施設整備に当たっては、公共施設再生計画との整合性を図り、施設の複合化と多機能化、学校施設を有効活用する視点に立ち、具体的な計画につきましては、公共施設再生計画とともに、平成25年9月ごろまでにお示ししたいと考えております。

本市の将来を担う子どもたちが一人一人の尊厳を尊重されながら、地域の中で健やかに成長していくことができるよう、新法を勘案した総合的な観点を踏まえながら、第1期計画の状況を検証しつつ、第2期計画の策定を進めてまいります。

次に、大きな2番目、保健福祉行政について、習志野市健康なまちづくり条例の制定に向けてについてお答えをいたします。

近年、急速な少子高齢化の進展や市民の生活習慣の変化により、疾病全体に占める心疾患や脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が大きくなってきていることから、病気や介護の社会的負担はますます増加し続けております。

このような中で、健康寿命の延伸や健康格差の解消、さらには医療や介護保険制度の健全な運営が本市のみならず、全国的な問題、課題であります。これらの問題、課題に対応するためには、1点目として、疾病予防から介護予防までの一貫した予防施策のさらなる充実、2点目として、市民一人一人が健康に対する意識を高め、主体的に行動する地域社会の創造、3点目として、健やかで充実した生活を送るための社会環境の整備、以上3点にわたる健康なまちづくりの推進が重要であると認識しております。

とりわけ、次の定例会でお示しする条例案では、3点目の社会環境の整備、つまり、個人の健康を地域社会全体で支え守るための社会環境の整備に取り組むことを骨子として考えております。

例えば、歩道の段差を解消し、歩きやすい状況に改修するといった都市基盤を整備することは、市民の皆さんが外出しやすい環境づくりとなり、進んで外出することで、心と体の健康状態の向上につながることを期待できます。また、調和のとれた町並みや緑あふれる空間は、心を落ち着かせ、心を安らげる要素となり、心の健康づくりにつながっております。

そして、健康づくりを推進していくための前提として、市民の生命や身体を守ることが必要であり、防犯カメラを設置することや町会や自治会での地域防犯活動の充実、さらには、受講率日本一を目指し、普通救命講習受講者数の増加を図ることなどにより危機管理意識を高め、犯罪や事故などの発生を未然に防ぐことが可能となり、市民の生活や身体を守ることに寄与します。

このように、保健医療分野以外の施策が健康に影響を及ぼすかを事前に予測、評価することが重要であると認識しております。

こうした状況を踏まえ、私は、条例施行を契機に、健康に影響を与える施策についての現状把握を実施し、可能な限り、健康寿命の延伸と健康格差を解消する施策を講じていきたいと考えており

ます。

また、本市には、町会や自治会に限らず、スポーツ、文化、芸術など、さまざまな市民活動団体があり、市民活動への参加により、人と人のつながりが生まれるとともに、さまざまな悩み等を相談できる関係へと発展することで、体と心の健康状態の向上につながることを期待できます。

本条例の制定により、保健医療分野に限らず、あらゆる分野の連携により協働しながら、健康を意識した事業や活動の実践を図り、全ての市民が生涯にわたって生き生きと安心して生活できる健康なまちづくりの実現を目指してまいります。

続きまして、予防施策について、本市の取り組みと考え方についての御質問にお答えいたします。

先ほどの健康なまちづくり条例の制定に向けた取り組みの中で、私は、条例制定に向けた課題認識の第1として、疾病予防から介護予防までの一貫した予防施策のさらなる充実が求められていることを申し上げました。それは、高齢化社会が確実に進展する中で、高齢者の健康寿命をより延ばし、そして、高齢者が生き生きと地域社会で暮らせるようになるためには、できるだけ介護を必要とする状態にならないように、健康づくりや介護予防に大きな重点を置く必要があるからであります。

このような認識のもとに、私は、この4月に、保健福祉部内の機構改革を行い、これまで各地区のヘルスステーションに分散していた成人・高齢者地域保健活動の部門を健康支援課に統合するとともに、ケースワーカー等の高齢者福祉を実働的に担う部門と企画部門を高齢者支援課に統合して、疾病予防、介護予防に一体的に取り組む体制の強化を図りました。

このような新たな体制のもとでの取り組み状況について申し上げますと、まず、疾病予防につきましては、これまでも取り組んでまいりました栄養指導を中心とした健康相談や知識の普及のための健康教育などに、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が一体となって柔軟に対応することが可能になってきております。

また、保健師等の医療専門職が地域保健活動の中で、市民の健康診査結果のフォローや保健指導を積極的に担い、できるだけ重症化、症状が重くなることを防止できるように研修を強化してスキルアップに努めているところであります。

さらに、本市独自の新たな疾病予防対策として、介護保険、要介護・要支援認定申請に係る書類の内容を分析して、介護保険認定申請に至った経緯や疾患の状況をしっかりと把握し、今後、重点的に取り組むべき疾病予防策を見出す作業に取り組んでおります。

一例を申し上げますと、肥満や運動不足などが主な要因とされる糖尿病は、初期の状態では自覚症状がないため、治療せずに放置されがちな病気であり、特に、後に重篤な合併症を発症することが多くあります。このことから、今後、糖尿病の重症化対策として、健康診査により、初期段階で発見し、生活習慣病の改善を図る取り組みも進めなければならないと考えております。

さらに、保健指導の対象者を早期に発見し、早期に対応するためには、特定健康診査やがん検診の受診率向上が重要と考えております。窓口や保健活動における声かけや広報紙、ホームページでの周知を強化することはもちろん、今年度は、健康診査の受診を呼びかけるピンク色ののぼり旗を検診会場や健康フェアなどで活用し、受診勧奨の徹底を行っております。ちょうど議場の入り口にも、このピンク色ののぼり旗を掲げております。

一方、介護予防につきましては、1次予防事業といたしまして、健康相談や健康教育の場で介護

予防の必要性と具体的な手法をお伝えするとともに、転倒予防体操推進員によるてんとうむし体操の普及活動を推進しております。

また、2次予防事業では、対象者把握事業により把握した対象者に対し、きめ細やかな連絡や訪問指導に努めるとともに、身体運動器官の機能向上を目的としたステップアップ事業や総合型介護予防事業である楽しく元気塾に参加を促し、介護予防指導を行っております。特に楽しく元気塾では、対象者がより参加しやすく、効果的な介護予防が実施できるように、平成25年度に向けて、実施回数、内容等の見直しを行っているところであります。

このような疾病予防、介護予防の効果は、短い期間に明確になってくるものではありませんが、今後、介護保険認定率の変化や介護度の重症化の状況、医療費の推移、生活習慣病に関する受診状況等を詳細に分析、そして注視しながら、疾病予防から介護予防までの一貫した予防施策の推進をさらに図ってまいります。

保健福祉行政についての最後に、第5期介護保険事業計画の施設整備計画についての御質問に、特別養護老人ホームの整備計画としてお答えをいたします。

本市では、平成21年度から平成23年度の3年を計画期間とする第4期介護保険事業計画の中で、特別養護老人ホーム100床の施設整備を盛り込み、定員100名の介護老人福祉施設ゆいまーる習志野がこの春に開設したところであります。

しかしながら、本市全体の入所申込者数は、平成24年9月1日現在、今月の1日現在、467名であること。また、さらに高齢化が進み、ニーズの増加が予測されますことから、引き続き、施設待機者の解消を進める必要があります。

そこで、平成24年度、今年度から26年度までの第5期計画では、介護保険料とのバランス等も考慮しながら、第4期計画施設サービス数と同程度の130床の整備を位置づけたところであります。この整備につきましては、施設整備の計画がより実効性のあるものとなるように、1、既存施設の増床、2、市有地の無償貸し付け、もしくは国有地の定期借地権制度の活用も含めた新規施設整備としております。

まず、既存施設の増床につきましては、市内新栄にございます習志野偕生園の既存50床に30床を増床する計画がございます。こちらは、当初、平成25年度整備事業としておりましたが、平成24年度の千葉県補助金が昨年までと同様に増額されており、有利な条件であることから、1年前倒して整備を図ることも含めて協議を進めているところでございます。

次に、新規施設整備といたしましては、計画に基づき、上限100床の整備で検討を進めており、現在、国有地の定期借地権制度を活用した整備に向け、作業を進めているところであります。この国有地の定期借地権制度につきましては、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進する観点から、平成22年に社会福祉分野を対象として創設され、平成23年には社会福祉法人等に直接貸し付けることができるようになった制度であります。

この制度により、法人は、国から直接50年以上、土地を借り受けて整備・運営することができます。この定期借地権制度による特別養護老人ホームの整備につきましては、現在、市内の国有地を活用した整備の相談が1社会福祉法人から、千葉財務事務所及び本市にあったことから、千葉財務事務所と公募手続等について協議を行っているところであります。

特別養護老人ホームの整備につきましては、第5期介護保険事業計画においては、国有地の定

期借地権制度などを活用して、確実に実行できるよう努めてまいります。第6期以降、平成27年度以降においては、住みなれた地域での生活を可能とする地域包括ケア体制の推進状況を勘案し、検討してまいります。

最後に、3番目、災害対策について、災害時の水の供給についてお答えいたします。

本市における水の供給区域は、総武線の南北で、南側は千葉県水道局が所管する県営水道供給区域と総武線の北側は習志野市企業局が所管する市営水道供給区域の2つの区域に区分されており。

災害時の給水拠点につきましては、県営水道供給区域に危機管理課が所管する2カ所の耐震性井戸つき貯水槽があり、市営水道供給区域には企業局が所管する3カ所の給水場と2カ所の井戸があります。また、各防災倉庫にはペットボトルの飲料水を備蓄しているほか、千葉県水道災害相互応援協定に基づき、千葉県水道局へ応急給水の応援を要請できる体制となっており、これら全てを活用して、災害時には水を供給してまいりたいと考えております。

次に、民間井戸の活用についてお答えいたします。

民間井戸の活用につきましては、東日本大震災において、液状化現象により上下水道が被災し、断水が起きたことから、大変重要なことであると認識しております。

そこで、現在、取り組んでいる習志野市地域防災計画の修正作業の中で、民間の井戸を災害時協力井戸として登録し、災害時に地域住民の応急用生活水として確保できるようにしてまいります。

以上、私からの1回目の答弁とさせていただきます。

◆15番(真船和子君) はい。市長、長い答弁をありがとうございました。

私も順を追って再質問をさせていただきます。

先ほど、子育て支援のことで、市長のほうから、この8月に新法が可決されたということのお話がありました。それに加えて、具体的に、市がこれからどうやって進んでいくのかということがございましたが、あくまでも、この国が出された新法は、子育て支援の拡充であります。今まで光が当たらなかった、ここの部分に、しっかり財源を充てて、これから子どもたち一人一人が健やかに成長できる社会環境を整備していこう。そういう思いでございますので、担当部局としましては、ただ大変だ、大変だではなくて、ここの目的と、そして、国から示されている、この基本理念をしっかり肝に銘じて、これからの子育て施策に邁進していただきたいと思います。そのように思いますので、一言述べさせていただきます。

では、先ほど、市長も言われておりました、第2期計画、このこども園の再編計画は、まず、今、実施されています第1期計画を十分検証した上で進めていきたいと、そういう考え方であるというふうに、たしか答弁いただいたと思いますけれども、そこで、この第1期計画、現在、進行中である、この整備計画について、何点か順を追って質問をさせていただきます。

1点目に、これは、皆様の記憶にも新しいと思いますけれども、私の地元の実花幼稚園、そして、つくし幼稚園、この件について質問させていただきます。

当初、この第1期計画では、この実花幼稚園、つくし幼稚園は、平成25年度3月をもって閉園となり、そして、実花幼稚園におきましては、平成26年度4月から私立化に向けて動く予定とされておりました。そういう中で、着々と園区の見直しを行い、そして、地域の説明会を行い、そして、地域の保護者様も納得してであるならば、ここに公立がなくなるのであるならば、私立を選ぶしか

い。そういった保護者さんもいた。そして、遠いけれども、何とか市の協力を得て、遠い公立幼稚園に通いましょうと。そこまで話が進んでいたかと思えます。昨年3月までは。

それが、昨年の8月、この話が全てなくなり、実花幼稚園、つくし幼稚園、この閉園の予定が延期となるという、この言葉をこども部長から受けました。正直言いまして、地域では、非常に困惑をしました。といいますのは、公立に行きたかったけれども、私立に1年前倒して申し込みをしなければいけない。そういった観点から、23年4月に、3歳児で私立を選んだ保護者様がいました。入ってから、この報告を受けたんですね。であるならば、公立に行きたかった。それが市民感情だと思います。

私も強く申し上げさせていただきましたが、1年たちました。地元も少し静かになり、この実花幼稚園に行きたかったというお子様も、今、行けている現状でございますので、さまざまな課題を抱えながらも、今、1年を過ぎようとしております。そのとき、部長は、この話は二、三年延期、この実花幼稚園、つくし幼稚園の内容は二、三年延期しますということだったと、私の頭の中にはあります。この二、三年のうち1年が過ぎました。いよいよ、また地域でも小さいお子さんが、実花がこのまま残るのだろうか、どうなるのだろうかという思いが、今、出てきております。これに対して、当局としては、どういう対応をされていかれるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

◎こども部長(加藤清一君) 第1期計画におきまして延期しました実花、つくし幼稚園の私立化についてお答えしたいと思います。

実花幼稚園、つくし幼稚園につきましては、御案内のとおり、子ども・子育て新システムによりまして、幼稚園の制度自体に大きな変化が予想される状況下では、市立幼稚園の私立化を進めることは適切ではないと考えるものと、計画を延期させていただいております。真船議員の御指摘もございましたが、この計画の延期に伴い、保護者の皆様には大変御心配をおかけしまして、まことに申しわけなく思っております。

両園の民営化につきましては、一旦、凍結させていただき、平成25年度に策定をいたします平成26年度から平成31年度を計画期間といたします第2期計画におきまして、再度、方向性をお示ししたいというふう考えております。

したがいまして、実花幼稚園とつくし幼稚園につきましては、平成27年度までは公立幼稚園として実施し、平成28年度以降の動向に関しましては、計画が整い次第、適宜、お示しをしております。

また、平成25年度及び26年度の入園募集は、通常どおり実施をいたしますので、このことにつきまして、実花幼稚園、つくし幼稚園の旧園区の保護者の皆さんに、9月中には文書をもちましてお知らせをしております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

1期計画の中では、これは対応できないと。2期計画の中で、28年度以降、お示しをしていきたい。そして、先ほど、市長は、この2期計画のお示しは、平成25年9月と言われていたと思えます。先ほど、あったと思えます。

実際、この実花幼稚園を、当局は、このまま残していけるのか、残していかないのか。結局は、私たちは、そこだけなんです。今、地元の部分でも、当局では、大型マンションの進出を、どう推移して、勘案してきたのか、改めて聞きたい気持ちでいっぱいでございますが、実は今年度、東習志



野こども園、これも定員オーバーをいたしまして、実際問題、地元のお子さんが、4歳児のお子様が行けなかった。こういう現状も出ています。そして、若松保育所、これは定員増をしていただきましたけれども、待機児童、ゼロ歳、1歳児が多い。この中で、地域の保育所にも通えない現状も出てきています。遠いところに行っております。

こういう地域の子育て状況、そして、子どもの推移は刻々と変化していくんですけども、実際問題、この実花が地元では残していけるのか。公立として残すのか。どういう形で残していくのか。ここから子育ての支援の施設がなくなるのか。その1点だけをお聞きしたいと思います。

◎こども部長(加藤清一君) はい。実花、つくし幼稚園の28年度以降の動向についてお答えをさせていただきます。

市長の答弁にもございましたように、子ども・子育て関連の3法が国会におきまして可決されまして、今後、乳幼児期の保育・教育の仕組みが大きく変わり、将来的な社会変化が、今、議員のほうからお話がありましたけれども、保育需要をよく勘案した中で、本市の子ども・子育て支援の形を再形成していく必要があると、このように考えておりますが、今回、策定を進めております第2期計画につきましては、このような視点に立って、ぜひ策定をしてみたいというふうに考えております。

御質問の実花、つくし幼稚園の28年度以降の動向についてでございますけれども、公立幼稚園の再編といたしまして、幼児教育の場としての園児数の適正化、それから、幼稚園運営の効率化によります廃園、統廃合、民営化も視野に入れました市域全体の子ども・子育て支援施設再編の枠組みの中で、再度、十分検討してみたいというふうに考えております。

検討に当たりましては、地域の乳幼児数の推移、それから子育てで家庭のニーズ、保育需要を十分に把握をいたしまして、法律によりますと、子ども・子育てに係る総合的な事業計画の策定というのがうたわれておりますので、この辺をベースといたしまして、具体的な計画につきましては、第2期の計画策定の中でお示しをまいります。

第2期計画の策定に当たりましては、実花、つくし幼稚園の保護者の皆様に御心配をおかけすることのないよう、情報の提供、説明を適宜行うなど、対応してみたいと思います。

◆15番(真船和子君) はい。それでは、午前中に引き続きまして、再質問させていただきます。

先ほど、部長のほうからも、今後の実花幼稚園の動向については、平成28年度、この第2期計画策定の中でしっかりお示ししていきたいということでございました。当事者の地域の者といたしましては、保育の需要、さまざまな地域のバランスを考えて、ここの実花の部分はしっかり考えていただいて、地元の子育て支援施設として位置づけていていただきたいことを要望させていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、第1期計画の中で、もう一点、今、計画期間中でございますけれども、平成26年4月の開園になって、さまざま、今、動いている現状ですが、袖ヶ浦こども園の進捗状況についてお尋ね申し上げます。

◎こども部長(加藤清一君) はい。袖ヶ浦こども園の整備の進捗状況につきましてお答えをいたします。

(仮称)袖ヶ浦こども園につきましては、平成21年8月に策定をいたしました習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第1期計画に基づきまして整備することを計画したものと

でございます。定員といたしましては、短時間児120名、それから長時間児110名の計230名で、平成26年4月の開園を目指しております。

平成23年度、それから24年度においては、基本設計、実施設計の策定を進めており、設計業者につきましては、平成23年11月に業者募集を行い、翌2月には、応募者の中からプロポーザル方式により選出されました株式会社楠山設計と設計業務の委託契約を締結いたしました。

この契約締結後、平成24年5月中旬に、基本設計の原案が示されまして、保育士、栄養士などの専門職員によりまして詳細な検討を行い、基本設計案を作成いたしました。この基本設計案について、7月上旬から中旬にかけて、袖ヶ浦保育所や袖ヶ浦東幼稚園、袖ヶ浦西幼稚園の保護者や地元の皆様などに御意見を伺うための意見交換会を合わせて6回開催いたしました。この意見交換会で寄せられましたさまざまな御意見について検討を行った基本設計案について、7月下旬に報告会を行ったところでございます。

また、この意見交換会、報告会では、袖ヶ浦保育所の保護者の方々から工事期間中の既存保育所での保育について、工事現場が隣接することなどから、安全面での御懸念の声や工事に関する説明会の適宜実施、それから、情報の提供などの要望も寄せられました。これを受けまして、本市では、隣接施設であります袖ヶ浦西幼稚園の空き教室での保育の可能性について検討した結果、平成25年度に、ゼロ歳児の受け入れができない状況とはなりますが、(仮称)袖ヶ浦こども園の建設工事期間中の袖ヶ浦保育所の保育を袖ヶ浦西幼稚園の空き教室を利用することといたしました。

これまでの経過につきましては、各施設の保護者、地域の町会、該当施設の職員にも説明を適宜行いまして、特に保護者の皆様には御理解がいただけるよう説明に努めております。

今後の主なスケジュールといたしましては、平成25年3月の議会におきまして、建築工事に係る議案を上程し、議員の皆様のお承認をいただきまして、建設業者を決定してまいります。

また、(仮称)袖ヶ浦こども園の建築工事につきましては、平成26年4月の開園を目指し、平成25年4月からを考えておりますが、工事の推進に当たりましては、保護者、地域住民の皆様方の御理解と御協力が不可欠であります。十分な説明、情報の提供を図る中で着実に取り組んでまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。今、進捗状況をお伺いいたしました。

部長のお答えの中で、意見交換会を6回開催されたということでもございましたけれども、この意見交換会での内容、どのような意見が出され、当局は、それに対し、どのような対応をしているのか。それについて、お答えを求めます。

◎こども部長(加藤清一君) はい。意見交換会におけます御意見にどんな対応をしているのかということについて、お答えをいたします。

本年7月上旬から中旬にかけて、当該3施設に通う保護者並びに地元の方々などを対象に、基本設計案に対する意見交換会を6回開催し、貴重な御意見を多数いただきました。

その中で、主な御意見といたしましては、基本設計にかかわるものとして、定員の考え方、それから園庭の広さ、それから3階建てになることに関して、それから駐車場の台数及び安全対策についてなどがございました。

2点目としては、主なものとして、工事期間中の対応についてということで、別の場所での

保育、それから、砂ぼこりとかほこり対策、音の対策、それから車両の搬入、そういったものが主なものでございます。

また、その他のものとしたしましては、再編計画につきましても、協議会に関する意見等がございました。

これにつきまして御理解をいただくべく、考え方等を説明すると同時に、意見につきましては受けとめまして、十分に検討させていただいたところでございます。

具体的な対応等について申し上げますと、まず、定員につきましては、230名では多過ぎるのではないかという御意見であります。この230名を定員とする基本的な考え方につきましては、1つとして、現在、お預かりしている3施設の児童を全て受け入れることができること。2つ目としまして、一人一人の発達を促す必要のあるゼロ歳児から3歳児の定員を抑えること。それから、3点目としたしましては、待機児童対策として保育所枠の定員をふやすことでありまして、3施設の児童の推移を勘案し、決定させていただきました旨、説明させていただいたところでございます。

また、今後、これまで東習志野こども園の実績を生かしながら、一人一人の児童への丁寧な保育に心がけ、子どもたちが豊かな経験をし、安心して生活できるよう十分に保育内容を検討いたします。

また、セキュリティ対策につきましても、具体的に検討してまいります。

次に、園庭についてでございますが、災害時に全員避難できる広さがあるのか。狭いのではないかという御意見がございました。基本設計案における園庭の広さは約970平米で、50メートルトラックも設置できるほどの広さであり、国及び県基準を満たし、全員が避難できる広さを確保しております。地震の際は室内で待機し、火災時には園庭に避難し、隣接する近隣公園への出口も3カ所設け、スムーズに避難できるよう計画しております。

なお、建物につきましては、耐震補強として杭を打ち、強固な基礎の上に建設し、また、園庭につきましては、今後も最も有効な方法を検討し、液状化対策を実施してまいります。

続きまして、3階建ての点でございますけれども、意見交換会におきまして、3階に遊戯室を設置する案を御提示したところ、災害時に危険ではないかという御意見をいただきました。このことにつきましては、園庭の広さの確保から、原案どおりとさせていただくこととなりますが、フェンスの高さや形状を子どもを考慮した設計とし、また、日常の保育の中でさまざまな災害を想定した避難訓練を繰り返し実施することで、災害時に適切な対応ができるようにしてまいります。

次に、駐車場でございますが、駐車台数が足りないのではないかと。また、人と車の動線が交差する部分があり、危険ではないかという御意見もいただきました。

限られた敷地でもあるため、園庭の広さの確保から、これ以上、台数をふやすことはできませんが、駐車場の位置をずらし、手前に出入り口をふやすことで交差する部分を解消するよう設計案を変更いたしました。

また、2点目の主なものということで、工事期間中の対応でございますけれども、これにつきましては、先ほどもお答えをいたしましたけれども、袖ヶ浦保育所の保育を袖ヶ浦西幼稚園の空き教室を利用することいたしました。

それから、砂ぼこりと車の出入りにつきましては、安全に万全を期していくと。それから、砂ぼこりについては、水まき等をした中で、極力、抑えていくと。それから、車両の出入りについては、交通

指導員等を配置すること等で万全を期すというようなお答えをしております。

あと、最後になりますけれども、協議会の設置についてでございます。その他の部分であったわけですが、平成21年3月31日付で、習志野市子ども園整備・市立幼稚園再編検討委員会からいただきました答申の中に、協議会をつくり、市は最善と思われるものにしてほしいとあることから、当該地域、住民、保護者、市などの関係者間で協議会をつくり、検討するべきであるという御意見もございました。

市では、習志野市子ども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第1期計画において、協議の場を設置し、整備するものとするとしておりますことから、協議会という決められた会議を設置して、限られた方からの御意見をいただくのではなく、広く意見をいただくことができる意見交換会を協議の場として設定をいたしました。

なお、当該施設の保護者だけを対象とする意見交換会も開催いたしまして、その場でも貴重な御意見をいただいております。

今回は、基本設計に係る御意見をいただく意見交換会でありましたが、今後も、工事に関する事前の説明会、保護者の方々の説明会、それから、(仮称)袖ヶ浦子ども園の保育内容、行事、保護者の組織のあり方等、3施設の保護者の皆様と意見交換を重ねまして、平成26年からの(仮称)袖ヶ浦子ども園の開園、よりよい保育の実施を目指してまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。詳しくありがとうございました。

先ほど、部長の答弁の中で、実は、この皆様から意見を伺う説明期間、これがまず、基本計画案ができて、7月の中旬から中旬、そして、皆様からの御意見をまとめて、それを検討委員会にかけて、そして御報告したのが7月の下旬、この1カ月間、こういう短期間の中で、どうして本当に皆様の地域住民の声が十分吸い上げられたのかどうか、ちょっと私的には非常に疑問が残っております。これで十分皆さんの声を聞いて、そして、十分な当局が考えている子ども園の設置に行けるのかどうか、なぜ、このような短期間になってしまったのか。その理由について教えていただきたいと思っております。

◎子ども部長(加藤清一君) はい。今回の(仮称)袖ヶ浦子ども園の整備に当たりましては、杉の子子ども園の整備と同様の手順で、基本計画案が作成された段階で意見交換会を開催し、保護者や地域の皆様の御意見をいただき、報告会を実施させていただきました。

建設地である袖ヶ浦保育所において、昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災で液状化の被害が見受けられたことから、計画の実施について、さまざまな角度から慎重に検討してまいりました。

こうしたことから、設計業務委託の締結が予定よりおくれまして、保護者や地元に対する意見を伺う日程が本年の7月となってしまいました。

本市といたしましては、基本設計案作成後、できるだけ速やかに、保護者や市民の皆様にお示しをし、意見交換会などを開催させていただきましたが、結果として、意見交換会から報告会の期間がタイトとなり、大変申しわけなく思っております。

今後は、保護者や地域の皆様への説明や報告などを適宜行うことによりまして、より丁寧な対応に努め、対応していきたいというふうに思います。

いずれにしても、平成26年4月、子ども・子育て支援の拠点となります(仮称)袖ヶ浦こども園の建設に向けまして、全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

◆15番(真船和子君) 今、部長の御答弁を聞いていますと、今回、おくれた理由は、震災で液状化現象により、その地域が、今後、このこども園設置に向けて十分対応し得るものなのかという協議を重ねてきた結果、おくれたしまったということでもありますけれども、そのように解釈してよろしいのでしょうか。再度、お伺いします。

◎こども部長(加藤清一君) はい。今、議員のほうからお話があったとおりでと思います。年度当初、すぐスタートすればよかったんですけども、やはり、震災の影響を受けまして、あそここの場所にどういった工法で、また、液状化があったわけですので、それについて、あの場所で大丈夫かどうかも含めまして検討したというような慎重に検討した結果として、おくれたしまったという部分が大きい要素かと思えます。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。実は、やはり、行政としましては、最善の努力を市民にしていく。そして、情報を提供していく。今、地域主権と騒がれています。住民も十分責任も持っていく。しかし、行政も責任を持って、そして、双方でお互いによいまちづくりを進めていく。今、この時代でございます。

やはり、行政側の理由で市民に与える影響というものも、今、頻繁に、こども部を見ていると、実花幼稚園、つくし幼稚園から来て、このこども園、袖ヶ浦の説明期間の不足をすごく感じ、私は、この実花とつくしと同じようなことは繰り返してほしくない。そういう思いでいっぱいでありましたけれども、聞けば聞くほど、本当に地域の方に御迷惑をかけているという思いがしてなりません。そして、地域の方の御意見を聞いて、初めて、慌てて袖ヶ浦西幼稚園に安全面から変更していくと。そういうことも、先ほど、お伺いいたしました。

もう少し十分に、担当部局といたしましては、全員が一致団結をして、この対応に本当に真剣に当たっていただきたい。そして、市民を惑わすことなく、そして、子どもたちを惑わすことなく、ちゃんとした対応をしていただきたい。十分、そこは強く要望させていただきます。

では、袖ヶ浦の件につきましては終わらせていただきますけれども、次に、JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業に伴う保育需要の保育施設についてでございます。

ここは、来年から入居が始まってまいります。そして、仄聞するに当たり、若い世代も入居が結構目立って、私の耳に情報が入っております。そういった中で、本市が今回、私たちに提供していただきました保育施設が株式会社の参入を容認しております。そして、この株式会社の保育施設は、定員を80人としております。この保育施設に株式会社が参入した本当の経緯、もとの考え方、そして、80人という定員に対する積算根拠について答弁を求めます。

◎こども部長(加藤清一君) はい。お答えいたします。株式会社の参入を容認したと。このもとにあった考え方につきまして、お答えをいたします。

このたびのJR津田沼駅南口の区画整理事業に伴う新たな保育需要に対応するため、区画整理組合に民間保育施設の誘致を依頼してまいりました。組合との協議の中で、28街区に建設が予定される複合サービス施設内に民間保育事業者がスペースを借用し、施設を設置し、運営することになり、この条件で、組合が民間保育事業者の選定を行ってまいりました。

その後、2法人が候補者となり、1法人は社会福祉法人、もう1法人が今回決定いたしました株

式会社日本保育サービスでございます。選定過程の中で、日本保育サービスが最終的に最優先候補者となった旨の連絡がありました。

本市の民間認可保育所誘致に対する基本的な考え方といたしましては、1つ、継続的に安定して保育所運営ができるだけの経済基盤を有していること。2つ目といたしまして、これまで認可保育所運営の実績があり、子どもの安全・安心が確保され、保育指針に沿った保育が確実に行われていること。3点目といたしまして、本市が行ってきた保育の基準を遵守することができること。以上の3点でございます。

株式会社日本保育サービスは、首都圏内において107施設、うち千葉県内においては7施設の認可保育所運営の実績を有しております。県内他市の運営状況を確認いたしましたが、いずれもトラブルや運営上の課題はなく、これまでの運営実績には問題ないと推察しております。

また、実際に、日本保育サービスへのヒアリングや運営する保育所を視察し、保育所運営に十分な能力を有するものと判断をいたしました。

それから、もう一つの御質問の定員に関する部分でございますけれども、御指摘のJR津田沼駅南口特定土地区画整理事業施行区域の保育需要への対応につきましては、これまでも区画整理組合に対し、施行区域内に民間保育施設の誘致を依頼してまいりましたが、お尋ねの認可保育所が定員80名の規模で、平成25年5月から開設する予定となっております。この定員80名という規模につきましては、この地区に入居する計画世帯数2,800世帯に対しまして、入所児童発生率の全市平均から換算いたしまして62名と推計いたしております。保育需要の増減幅を考慮いたしますと、定員80名は適切な規模であるというふうに認識しているところであります。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

新しい方が入居してくる。そして、習志野市の顔でもあるJR津田沼駅南口開発でございます。若いお母さんたちが住んでみたい、行ってみたいと思う、その子育ての基本となる、そういうものをどんどんまた情報を発信していったほしいことを要望させていただきます。

では、先ほど、1回目の市長の御答弁、第2期再編計画について話を持ってまいりたいと思いません。

先ほどの市長からのお言葉は、確かに、国の新法によるさまざまな要因があつて、今、こども部としては、次の計画に対して検討を重ねているところだということでございました。

私が求めていますのは、こども部として、自分たちが責任を持って習志野の子育てに関しては、どうしてもここは譲れないんだと。そして、あえて、そこに新法を入れて、よりよくしていくんだ。私は、それを求めたんです。こども部の主張を求めたんです。習志野の子どもは守る。そういう思いが欲しかった。それが、申しわけないんですけれども、自分の耳の中にはよく聞こえなかった。そういう思いがありました。

それから、市長の中で、平成26年度からスタートします次期基本構想・基本計画と、それから公共施設の再生計画に整合させて、こども園の第2期再編計画を策定していくということがありました。これは、基本構想・基本計画は、企画部の担当であります。先ほど来、聞いていてわかりますとおり、今、第1期計画の検証をしながら、それも進めている。第2期計画はどういう方向で行きたいのかということも定まっていない中、担当企画政策部の部長としては、これからどういう対応をされていくのか。どういう見解をお持ちなのか。

そして、今、こども部が現状、どうなっているのか、どうあるのか。人員が足りているのか。そのような支援体制も必要なんじゃないか。そういう思いもいっぱいでございますが、基本構想を担当している企画政策部長としては、どういう御見解をお持ちでしょうか。お伺いいたします。

◎企画政策部長(諏訪晴信君) こども園に係ります再編計画第2期計画と基本構想・基本計画との関連ということでございます。私からお答えを申し上げます。

真船議員、大変に御心配をいただいているというふうに、私は今感じております。

市長答弁でも申し上げておりますけれども、再編計画の第2期計画につきましては、3つの骨子そのものはまとまっております。

しかしながら、国の新3法の詳細がいまだに示されていない。このようなこと、あるいは、公共施設再生計画との整合性を図るといった、この作業により、やはり、やや推進は停滞をしているんだろうというふうに私も感じております。

また一方では、私どもは、既に、次の基本構想・基本計画の策定にとりかかっておりまして、また、あわせて、財政部は、公共施設再生計画に取り組んでいるところであります。

いずれの計画も、来年25年9月までということでは、非常に日程は立て込んでおります。

しかしながら、現段階では、私ども、あるいは財政部の計画は、おおむね順調に動いているというふうに思っております。

しかしながら、これら私どもの基本構想の考え方あるいは公共施設再生計画、そして、この場合で言えば、こども園の再生に係る第2期計画、これは、全ては同時並行で進行していかなければならない。これが大切だろうというふうに思っております。

こういったことから、私ども企画部門といたしましては、今、作業を進めております次期基本構想・基本計画それぞれの段階におきまして、こども部とは綿密な協議を行う必要があるというふうに思っております。そして、この協議に基づきながら進めていくと、こういうことが肝要であろうというふうに思います。

新3法でありますとか、現行の子育て支援制度、このことにつきましては、当然のことながら、担当部であるこども部が熟知をしていると思います。そして、企画部門といたしましては、行政計画を策定するというノウハウ自体は、やはり、持ち合わせております。そういった意味から、両部でしっかりと協議をして進めていくということは、とても有効な手段だろうというふうに考えているところでございます。

さらに、議員からは、人的な補強というような面でも御質問がございました。このことにつきましては、担当所管は総務部でございます。私どもも、総務部と十分に協議をしながら、限られた職員数の中ではございますけれども、体制については、やはり、整えていかなければならないと、こういう考えも持っております。

こども部とは、今後、企画政策部として、改めてヒアリング等を通して要望等を承ってまいりたいというふうに考えております。

こども園再生計画第2期計画そのものは、次の基本構想・基本計画の中では、間違いなく子育て・子育てという施策の中心となる計画になります。そういった意味では、第1期計画の基本を継承しながら、新たな制度に対応しながら修正等を加えて、25年9月、そのころをめどに策定をしなければなりません。

このようなことから、庁内におきましては、マネジメントミーティング等、市長、副市長等の御意見をしっかりと伺いながら、スピード感を持って、全庁で取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ちょっと時間が大分超過しましたがけれども、申しわけありません。

最後に、島田副市長に答弁を求めたいと思います。一連、関連の質問のやりとりを聞いていて、十分、承知かと思いますが、ここで総括して、副市長のお言葉から、今回、袖ヶ浦こども園に関連しましても、地域の住民の方々に対する部分で、しっかり対応が必要かと思えます。一言、よろしく願いいたします。

◎副市長(島田行信君) 真船議員には、実花、つくしの幼稚園の件、それから、ただいまの袖ヶ浦の件、35ヘクタールの保育所のことも含めまして、全体的に、市民の立場で大変詳細なお尋ねをいただきました。

私も、これらの問題につきましては、本当に市民の目線あるいは市民の皆様のお気持ちをしっかりと受けとめて、行政としては、それにしっかり対応していくと、こういうことが必要だと思っていて、そういう意味では、本当に真船議員を含めて、保護者の皆様あるいは地域の皆様に御心配をおかけしたということについては、改めて深くおわびをしなければいけないと思っております。

今、こども部長と企画政策部長が答弁をいたしましたけれども、これからこども部の課題は、新法のこともありますけれども、いろいろな課題が集中しております。したがって、こども部を中心として、企画、総務、財政、それぞれ連携をしっかりとって、市長とよく相談をして、次の計画を早くまとめて、皆様にお示しをしていく必要があるなど、こんなふうにも思っております。引き続き、真船議員からまた地域のいろいろなお話を承る機会をいただきまして、我々も地域の皆様が心配しない子ども・子育て行政を推進してまいりたいと思っております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。突然、御指名しました。大変にありがとうございます。その点、ぜひ、しっかりよろしくお願い申し上げます。

これで、こども園再編計画についての質問を終わらせていただきます。

次に、保健福祉行政でございますが、持ち時間が大分迫ってきてしまいました。大変恐縮でございますが、保健福祉部の部分として1点だけ確認をさせていただきたいと思えます。

介護保険事業第5期の計画の中での新規施設の具体的な検討についてですが、実籾5丁目市有地の活用も含めた検討がなされてきたと思っておりますが、現在の進捗状況について、1点お伺いいたします。

◎保健福祉部長(若林一敏君) 第5期介護保険事業計画での新規施設の具体的な検討ということで、実籾5丁目を含めた検討について答弁をさせていただきたいと思えます。

新規施設につきましては、計画に基づきまして、上限100床の整備で検討を進めております。

まず、6月には、実籾5丁目市有地活用事業の中で、市有地の無償貸し付け方法による特別養護老人ホームの整備事業も含めた提案を募ったところでございます。

しかしながら、特別養護老人ホームの提案につきましては、選定に至らなかったことから、現在、国有地の定期借地権制度を活用した整備に向け、作業を進めているというところでございます。

場所につきましては、敷地面積など、特別養護老人ホームの整備が可能な場所としまして、具体



的には、谷津と泉町の国有地を候補地としては検討しております。

しかし、現在、谷津圏域には特別養護老人ホームがないことや、泉町の土地は国による環境調査にどのぐらいの期間を要するか、いまだ不確定であること。また、市長答弁でもお答えしましたように、現在、1社会福祉法人からの相談があることなどの理由により、第5期計画期間中での整備の実現性がより高い谷津地区の国有地の活用について、国との協議を進めているという状況でございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

では、今後とも、どうぞよろしく願い申し上げます。保健福祉行政、大変申しわけありませんでした。

続きまして、災害対策について再質問をさせていただきます。

1回目の市長のほうからの御答弁においては、とても前向きな御答弁をいただきまして、地域住民の応急用生活用水として確保できる民間井戸の登録を努力して推進していきたいというお答えをいただきました。ありがとうございます。

それに基づきまして、ちょっとその前に、このたびの震災では、14号以南、県営水道供給区域です。ね、こちらが県の水道局が動けなかったということも伺っておりますけれども、その後、どういう協議を行って、今後、どのような改善をされていかれるのか、その点について、1点お伺いいたします。

◎危機管理監(太田清彦君) はい。3・11東日本大震災において、県の水道局と協定をしていたにもかかわらず、県の水道局が動いてくれなかったと。このことについて、現在、どのようにそれが改善されているのかという御質問だと思いますので、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、3・11のときには、協定及び覚書に基づいて、市のほうから県の水道局に応援要請を出しました。

しかし、結果的に、県としては、断水地域が多かったために、主として、浦安地区に給水車を持っていったために、習志野市のところには、当初の予定と違って、支援に来てくれることはできませんでした。まず、そういう事象が確かにありました。

その教訓を踏まえて、本年3月に、新しい協定及び覚書を結びました。これは、どういうことかといいますと、今までは、市側が応援要請を出してから県水のほうが給水車を待ってきてくれると、そのような覚書だったんですが、それを、このような災害が起きた場合、県水のほうで自動的に決まった数の給水車を市のほうに持ってきてくれると。そのような点が一番大きく変わった点です。改善した点というのは、具体的に一番大きなものは、その点です。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

それからもう一点、民間井戸の活用でございます。

まず1つは、今、民間井戸を使って生活用水を確保していこうという部分をお伝えして、それを何とか取り組んでいけるという答えでございました。これを、やはり、飲み水だけではなくて、地域防災計画の中に、飲み水とともに、生活用水、ここの部分も入れていく必要があるんじゃないかと。

それから、民間井戸では、具体的に、今後、どのような形にして取り組まれていくのか。その点について、お伺いいたします。

◎危機管理監(太田清彦君) はい。現在使っています習志野市地域防災計画は、議員御指摘のとおり、飲料水についてのみ記載しています。議員御指摘されたとおり、生活用水というのは極めて重要ですので、それを盛り込む形で修正してまいりたいと、そのように考えております。

データの的に、現在、習志野市においては、民間井戸と呼ばれている井戸が約100カ所ございます。これは、あくまでも、地下水の水質調査を実施している井戸ですけれども、まず、習志野市の中に100ぐらいの井戸があるというふうに御認識ください。この井戸について、災害時協力井戸として活用できないかということ、現在、検討しております。

それで、現在、最も具体的でわかりやすいと危機管理課等で考えているのは、三重県の四日市のやり方です。このやり方を少し具体的に説明します。

三重県四日市市では、5つの条件を出して、その条件をクリアしているという方は市のほうに申請してくださいと、このようなやり方をとっています。その5つの条件というのは、まず、市内にあって、現在も井戸として使われていること。2つ目が、災害時に無償で井戸水を供給することができること。3つ目に、井戸をくみ上げるためのポンプ、つるべとかもそうなんですけれども、要するに、水をくみ上げる施設がついていること。4つ目に、井戸枠等安全の措置がなされていること。災害時は、暗くなったり、みんな慌てますので、それがないと、かえって二次災害になる可能性があるということで、そのような条件をつけています。そして、最後に、井戸のある所在地を公表してもいいこと。その5つの条件をクリアした人が市側に申請をします。そして、実際に、市の職員がそれを見に行き、これは使えるというふうになった場合は、それを認定するということになっています。

四日市市は、もう一つ、サービスをしていまして、そのように使えるというふうな井戸については、市側が全てではありませんけれども、幾つかの点で、その生活用水の水質チェックをしてくれるというふうなことをサービスとしてやっています。

ただ、現在、私たちが考えているのは、震災後というのは、特に液状化の地域は非常に揺れますので、そのことによって水質というのは変わっていくんです。そのために、震災後、水質検査をすることは物理的にできません。ですから、あくまでも、生活用水として使用するという前提で、現在のところ、水質検査までするようには考えておりません。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

前進してやっていただけるということですので、今後、またさまざまなルール等が必要になってくるかと思えますけれども、ぜひ、よろしくお願い申し上げます。

これから10月に予定されています災害の総合防災訓練があると思えますけれども、この中で、市民向けに給水訓練をしていく必要もあるかと思えますけれども、これに関しては、いかがお考えでしょうか。

◎危機管理監(太田清彦君) 10月28日に実施される習志野市の総合防災訓練において、給水訓練をどのように位置づけて、どんな内容をやるんだということだと理解しますので、そのことについてお答えいたします。

まず、市長が答弁していますように、防災訓練というのは2会場で行います。メイン会場のほうの自助を主体としたところには、県の水道局のほうから給水車が来ていただけますので、そこで、まず、県水のほうからの給水、これを一般の人が受けるということができるといことが1つです。

それから、市長の答弁でありましたように、耐震性井戸つき貯水槽、これは危機管理課が所掌し

ている14号よりも南に2つあるものです。それから、市の企業局が所管しています給水所と5つの施設、この施設を開放した形での給水訓練を企画しています。具体的に言えば、10時から訓練が始まるわけなんですけれども、その訓練が始まる前に、鍵がかかっている施設ですので、その鍵をあけて、水が出るような体制までつくります。そして、防災行政用無線で、現在、どこどこ地区の給水所があいていますと。市民の方は、この施設を使って給水をしてくださいという形の放送を流して、市民の方の自分たちの発意でその施設から水をくんでいただこうと、そのように、現在のところ、考えております。

最後の企業局の部分については、私のほうからではなくて、企業管理者のほうからお答えしたいと思います。以上です。

◎企業管理者(本城章次良君) はい。災害時におけます給水活動、これは大変重要な課題でございます。

結論から申し上げまして、私どもも、市で実施をいたします総合防災訓練に参画をしたいと。実際に訓練をしたいと、このように考えております。

訓練の中で、市民の皆さんに実際にお水を運んでいただくと、こういう体験をしていただく。これは大変貴重だと思います。

それから、私どもも、日常使っております施設でございますが、やはり、非常時には、それを切りかえて、非常時用の対応をすると、こういうことでございますので、10月28日には、そうした形での施設運用をしてみたいと、このように考えております。

虚心坦懐、実践を通じて、いろいろなことを学びながら、市民にとって役立つ、こうした企業局を目指してみたいと、このように思います。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

あと2分となりました。最後に、太田危機管理監に、もう一点伺います。

給水施設等がある部分は、今、マップに載っております。ですから、今回、民間井戸の部分を防災マップ等でわかりやすく表示していく必要もあるかなと。あと、お水のない空白地域が必ず出てくると思います。それに対してどう対応するのか、この1点だけ、お伺いして終わりにします。

◎危機管理監(太田清彦君) まず、民間井戸、いわゆる災害時協力井戸を防災マップに記入するのかという点と、空白地域にどのような措置をするのかと、その2つを分けてお話しします。

まず、災害時協力井戸、これについては、これから協力者を募るところですので、どれだけの方が協力していただけるのかということについては、まだわかりません。

ただし、恐らく、協力してくださる方が習志野市はおられると思いますので、それを間違いなく防災マップには盛り込みたいと思っています。

時期としては、25年度末に、新たに習志野市の地域防災計画ができますので、そのときに合わせたような形でマップを作成し、それに転記していきたいと考えております。

今の段階で、どこの地域で空白地域になるのかわかりませんので、具体的なことはお答えできないんですが、一般的に、例えば、ある地域が空白になったと。その地域に給水車で持っていったほうがいいのか、また、そこに新たに耐震性井戸つき貯水槽をつくったほうがいいのか、そういったことは、県水と、それからいろいろな支援してくれるボランティアの方がどれぐらいいるのかとか、それから、企業局の考え方とかと総合的に勘案してつくっていかなければいけないものだというふ

うに認識しています。

ですから、今の時点で、大変申しわけないんですけども、どういうふうにするということは申し上げられないんですが、いずれにしても、そういった関係のところを総合的に勘案して、市民の方が困らないようにしたいと、そのように考えています。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございました。これで質問を終わります。